

受電側の高圧検針（計量） 日程分散化について

2018年11月

関西電力株式会社
送配電カンパニー 託送営業部
ネットワークサービスセンター

受電側の高圧検針（計量）日程分散化の概要

○ 検針（計量）日程分散化の概要

■ 検針日

実際に検針を行う日。料金の算定を行う基準日となります。

■ 計量日

記録型計量器により電力量が記録される日となります。

高圧の場合、電力量算定期間は計量日の0時～次回計量日の前日24時までとなります。

■ 関西電力管内において、高圧のお客さまの計量日は地域により、毎月1～5、8～12、15～19、22～24日の18日間に分割しております（6,7,13,14,20,21日の計量日はございません。）。

■ 弊社営業部門を除く小売電気事業者さまとの託送契約に関して、2016年4月の新制度開始に合わせて日程の分散化を予定しておりましたが、小売電気事業者さまからのご要望や弊社システム面等を考慮し、当面の間、高圧のお客さまの計量日は、受電者変更の際に毎月1日へ繰上げする対応を継続することと致しました。

■ 昨今の託送契約数増加や今後の自由化進展を鑑みますと、計量日を毎月1日とし続ける事は業務運営上困難となる為、受電側においては **2019年5月1日以降**にお申込みいただく託送契約につきまして、日程の分散化を開始する事と致しました。

（2019年4月までにお申込みされた2019年9月以降の託送契約につきましても分散日程としてお取扱いさせていただきます。）

■ 既存の01日程繰上げ済みで遠隔検針が可能なお客さまの計量日につきましては、当面の間据え置きすることと致します。

○ 受電者変更時の検針（計量）日の取扱い

	検針（計量）日の取扱い
特別高圧	「1日」のみ
高圧	「分散」→「1日」へ繰上げ（2019年4月申込まで） 「分散」→「分散」（2019年5月申込から）
低圧	「分散」のみ

受電側の高圧検針（計量）日程分散化の取扱い詳細

○ 2019年5月以降の検針（計量）日の取扱いについて

分類	項目	変更	備考
ご契約内容変更	ご契約内容変更による検針日程の変更	変更あり	・ ご契約内容変更（特別高圧⇔高圧への変更・供給側の契約変更など）による、検針日程の繰上げ、変更がございます。
買取先変更	買取先変更に伴う検針日程の変更	変更なし	・ 買取先変更に伴う繰上げ検針申出につきましては、ご容赦願います。（入札分も含まれます。）
繰上げ済み地点	検針日程の取扱い	原則 継続	・ 現在、繰上げ検針分について分散日程へ変更を希望される場合は、個別にご相談を承ります。 ・ 計器の通信ができず、現地検針に伺っている地点につきましては分散日程へ変更することがあります。実施時期・方法については個別にご対応させていただきます。

注) 地域の検針(計量)日が変更になる場合は日程を変更いたします。その際は、事前に日程変更のご連絡を小売電気事業者さまへ行います。

○ 契約書（地点明細表）の更改について

- 契約書（地点明細表）の更改につきましては現行と同様、毎月1回月末と致します。
- 更改対象は当月2日～翌月1日付けの異動分を対象と致します。
- 受電地点明細表の更改は現行と同様、託送HPでのやり取りを継続致します。

受電地点特定番号による計量日程確認方法

■ 受電（供給）地点特定番号の構成について

受電（供給）地点特定番号とは、電気を受電地点（供給地点）を特定するために、全国一律で付番される22桁の番号です。受電（供給）地点特定番号の構成につきましては、以下をご確認ください。

固定			個別（お客さま番号と同一）														個別			予備	
0	6	1	弊社請求書等の帳票に記載のお客さま番号14桁（日程+所+番号）をあてはめてください														※A	※B	※C	0	※D

エリアコード
関西「06」

低圧「0」
高圧「1」

「0」で固定

受電地点特定番号の上4.5桁目が計量日を示しております。
「01」ならば毎月1日、「24」ならば毎月24日となります。
買取先変更時の異動月日は計量日付けにてお願いいたします。

参考：特高・高圧分下5桁以降の表記

※A	電圧区分	特高：「1」、高圧500kW以上：「2」、高圧500kW未満：「3」 臨時特高：「4」、臨時高圧500kW以上：「5」、臨時高圧500kW未満：「6」
※B	※Aが同一の分類の場合	※Aの分類が同一で、複数の接続送電サービスメニューが存在する場合：「0、1、2…」
※C	供給受電区分	供給側：「0」、受電側：「9」
※D	供給形態（契約区分）	全量供給：「0」、部分供給：「9」、総合契約：「1」 (部分供給開始の場合は繰り上げ検針となりますので異動月日は1日となります。)

○ 締切日の設定方法について

- 18個の日程（01.02.03.04.05.08.09.10.11.12.15.16.17.18.19.22.23.24）を4群（01～05、08～12、15～19、22～24日程）に分割し、お申込の締切日を設定致します。
- 申込期日表は日程群ごとに弊社HPへアップする予定です。
- 買取先変更のお申込みは「計量日付」にてお願いいたします（例：「05」であれば1/5、2/5、3/5、……12/5）
- 計器等の工事が必要な場合は、工事費がかかる場合がございます。（ご入金後の工事着工、工事完了後の開始となりますので、間に合わない場合は開始日を延期いただくこととなります。）。

1群					2群					3群					4群		
01	02	03	04	05	08	09	10	11	12	15	16	17	18	19	22	23	24

○ 弊社HPへアップする予定「申込期日表（全日程一覧、日程群別）」

接続供給契約のお申込み日（事前検討なし/全日程一覧）

関西電力 送電サービスセンター

平成30年1月31日 作成

接続供給開始日	供給開始事前検討なし			
	01～05日程	08～12日程	15～19日程	22～24日程
H30.10				
H30.11				H30.10.04 (木)
H30.12	H30.10.15 (月)	H30.10.22 (月)	H30.10.29 (月)	H30.11.05 (月)
H31.01	H30.11.09 (金)	H30.11.13 (火)	H30.11.19 (月)	H30.11.27 (火)
H31.02	H30.12.07 (金)	H30.12.14 (金)	H30.12.20 (木)	H30.12.26 (金)
H31.03	H31.01.10 (木)	H31.01.18 (金)	H31.01.25 (金)	H31.01.31 (木)
H31.04	H31.02.08 (金)	H31.02.18 (月)	H31.02.25 (月)	H31.03.04 (月)
H31.05	H31.03.12 (火)	H31.03.15 (金)	H31.03.25 (月)	H31.04.01 (月)

接続供給契約のお申込み日（供給開始事前検討あり/代表的な申込期日）

関西電力 送電サービスセンター

01～05日程

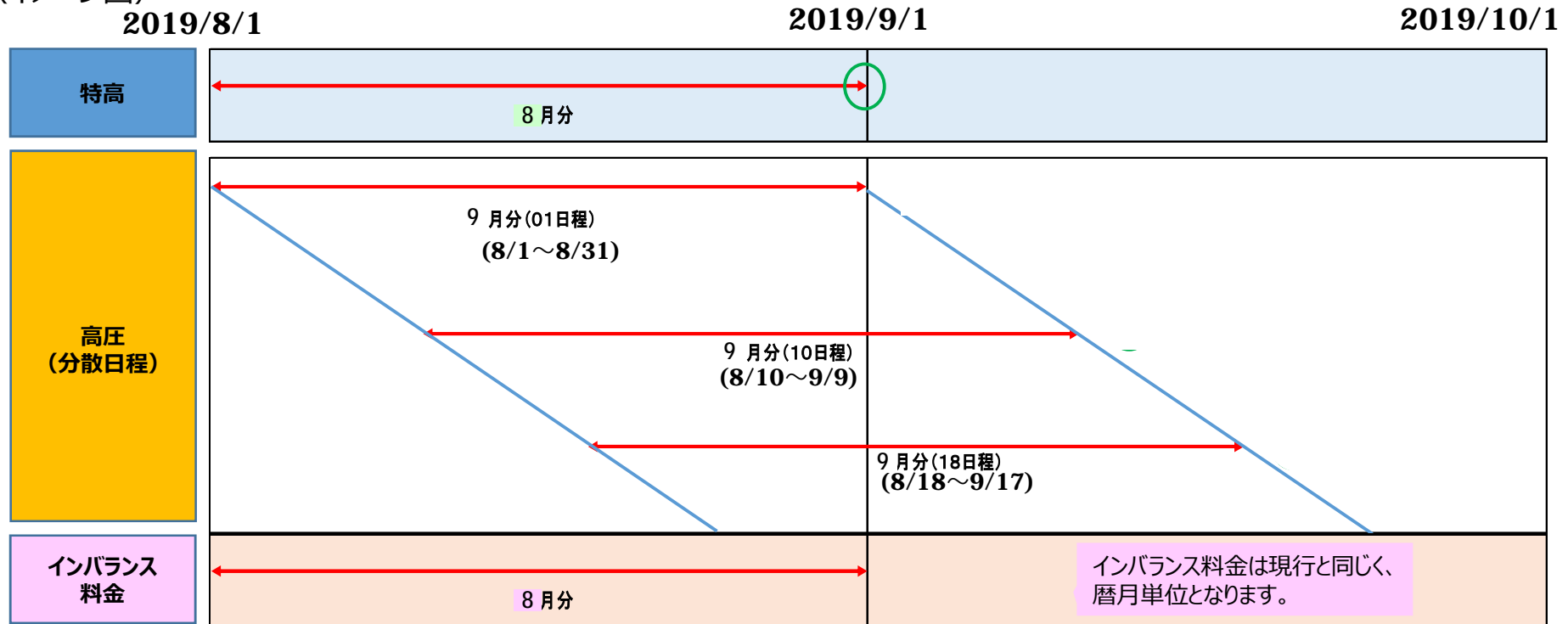
平成30年1月31日 作成

接続供給開始日	供給開始事前検討あり	供給開始事前検討あり				接続開始事前検討なし
		工期1・2週間	工期3週間	工期4週間	工事なし	
H30.10.01～05						
H30.11.01～05					H30.10.12 (金)	
H30.12.01～05	H30.10.15 (月)		H30.10.05 (金)	H30.10.22 (月)	H30.11.12 (月)	
H31.01.01～05	H30.11.09 (金)	H30.09.27 (木)	H30.11.02 (金)	H30.11.16 (金)	H30.12.10 (月)	
H31.02.01～05	H30.12.07 (金)	H30.10.25 (木)	H30.11.30 (金)	H30.12.14 (金)	H31.01.11 (金)	
H31.03.01～05	H31.01.10 (木)	H30.11.21 (水)	H30.12.28 (金)	H31.01.18 (金)	H31.02.08 (金)	
H31.04.01～05	H31.02.08 (金)	H30.12.20 (木)	H31.02.01 (金)	H31.02.18 (月)	H31.03.11 (月)	
H31.05.01～05	H31.03.12 (火)	H31.01.28 (月)	H31.03.05 (火)	H31.03.19 (火)	H31.04.10 (水)	

契約開始（廃止）月日、料金算定期間

- 分散日程対象につきましては、毎月検針日に計量日指示確認を行い、卸供給地点であれば再生可能エネルギー電気特定卸供給料金の算定を行います。
- 発電者の仕訳後の電力量のお知らせは、原則、各日程の算定期間分の提供を行います。
- 日程変更を行った地点の算定期間は、各日程の算定期間の日数を上回る、または下回る場合があります。
- 算定完了後、日程ごとに請求をさせていただきます（低圧と同様）。
- 支払義務発生日は日程ごとの検針日により異なります。
- インバランス料金に関しましては、現行と同様に暦月単位の算定で変更はありません。

(イメージ図)



凡例：
料金算定期間 ←→